

## 地区まちづくり計画実現支援制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第14条に基づき、まちづくり協議会が地区まちづくり計画の実現に向けた活動を行うことを支援するために必要な事項を定め、地区まちづくり計画の認定を受けた地区のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(支援対象)

第2条 この要綱において支援の対象となる事業は、加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例第11条に基づき認定された地区まちづくり計画の実現に向けてまちづくり協議会が行う活動であって、市長が認める事業とする。

2 地区まちづくり計画実現支援制度（以下「支援制度」という。）を利用できる団体は、地区まちづくり計画を作成したまちづくり協議会とする。

(申請方法)

第3条 支援制度を利用しようとするまちづくり協議会は、地区まちづくり計画実現支援申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出する。ただし、申請書を提出できるものは、前条の規定に基づくまちづくり協議会の代表者（以下「申請者」という。）とする。

(決定方法)

第4条 市長は、提出された申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、支援すべきものと認めたときは、支援を決定し、「地区まちづくり計画実現支援決定通知書」（様式第2号）により申請者に通知する。

(田園まちづくり支援制度)

第5条 市長は、前条により支援を決定した事業について、事業を推進するため専門的知識を有する者の派遣を行う。

附則

この要綱は、平成23年7月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。